

東京都北区ジエイトエル条例施行規則を公布する。

令和五年三月三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第五号

東京都北区ジェイトエル条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区ジェイトエル条例（令和五年三月東京都北区条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。
(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第五条第二項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（別記第一号様式）により区長に申請しなければならない。

2 条例第五条第二項及び第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 団体に関する書類

イ 団体の概要及び運営理念に関する書類

ロ 登記事項証明書（法人に限る。）

ハ 定款、寄付行為又はこれに準ずるもの（法人に限る。）

ニ 印鑑証明書（法人に限る。）

ホ 団体の予算及び決算に関する書類で区長が指定するもの

- へ 納税に関する書類で区長が指定するもの
 - ト その他区長が必要と認めるもの
 - 二 ジェイトエルの管理運営に関する書類
 - イ 職員の体制その他のジェイトエルの管理運営に関し区長が指定するもの
 - ロ 経営改善計画（条例第五条第四項に規定する場合に限る。）
 - ハ 資金収支計画に関する書類で区長が指定するもの
 - ニ 利用料金予定表
 - ホ 情報管理体制に関し区長が指定するもの
 - へ その他区長が必要と認めるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者としてジェイトエルの管理を引き継ぐために必要な事項その他区長が必要と認める事項に関するもの
 - 3 区長は、条例第五条第三項又は第四項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者候補者選定結果通知書（別記第二号様式）により通知するものとする。
- （指定管理者の指定）
- 第四条 区長は、条例第五条第三項又は第四項の規定により指定管理者を指定したときは指定管理者指定通知書（別記第三号様式）により、指定しなかつたときは指定管理者非指定通知書（別記第四号様式）により通知するものとする。

（指定管理者の指定の取消し等）

第五条 区長は、条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消・業務停止通知書（別記第五号様式）により通知するものとする。

（事業報告書）

第六条 指定管理者は、条例第七条第一項の規定に基づき、毎年度終了後六十日以内に、その管理するジェイトエルに関し区長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、条例第六条第一項の規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して六十日以内に事業報告書を作成し区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第七条 条例第八条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 条例第四条に規定する業務の実施に関する事項
- 二 利用料金に関すること。
- 三 事業の実績報告等に関する事項
- 四 ジェイトエルの管理に要する費用に関すること。
- 五 ジェイトエルの管理に関し取得し、又は保有する個人情報保護に関すること。

六 ジェイトエルの管理の終了時における引継ぎに関すること。

七 ジェイトエルの管理に関し区長が行う報告の聴取、実地についての調査及び必要な指示に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、ジェイトエルの管理に関し必要な事項
(選定委員会)

第八条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、区長が別に定めるところにより指定管理者候補者選定委員会を設置する。

(区に納付する額)

第九条 条例第十三条第四項の規定により指定管理者が区に納付する額は、協定で定めるものとする。

(様式の読替規定)

第十条 条例第五条第三項又は第四項の規定により指定管理者にジェイトエルの管理を行わせる場合は、別記第六号様式から第十五号様式までの規定中「東京都北区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(開館時間)

第十一条 ジェイトエルの開館時間は、午前七時三十分から午後十時までとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(休館日)

第十二条 ジェイトエルの休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要

があるとき認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一 一月一日から同月三日まで

二 十二月二十九日から同月三十一日まで

2 ジェイトエルの管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めようとするときは、指定管理者は区長の承認を得なければならぬ。

(使用申請等)

第十三条 条例第十条第一項の規定による施設等の使用申請は、施設使用申請書

(別記第六号様式)又は附帯設備使用申請書(別記第七号様式)をそれぞれ区長

(指定管理者に管理を行わせる場合は、指定管理者とする。次項後段及び第八項、

次条第一項、第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設等の使用申請は、電話又は電子計算組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該使用申請を行ったものは、当該使用申請を行った日の翌日から起算して七日以内に施設使用申請書又は附帯設備使用申請書を区長に提出しなければならない。

3 前項後段の規定による施設使用申請書又は附帯設備使用申請書の提出がない場

合における当該使用申請は、その効力を失う。

4 第二項の規定による使用申請（以下この項において「使用予約」という。）を行うに当たっては、同項後段の規定による施設使用申請書等の提出を行うことなく繰り返し使用予約を行う行為その他の施設等を使用しようとする他のものによる使用申請を不当に妨げるような行為をしてはならない。

5 第一項及び第二項の規定による使用申請の受付期間は、別表第一に定めるところとする。ただし、当該期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とし、当該期間の末日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を当該期間の末日とする。

6 一件の申請で連続して施設を使用できる期間は、七日とする。

7 使用申請の受付の際に、同時に二以上の申請者があるときは、抽選によりこれを受け付ける。

8 第五項及び第六項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、当該受付期間を変更し、又は連続使用期間を延長することができる。

（使用承認）

第十四条 区長は、前条第一項又は第二項の使用申請があつた場合において、使用を承認したときは、施設使用承認書（別記第八号様式）又は附帯設備使用承認書（別記第九号様式）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

2 前項の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、施設等を使用する際に、同項の施設使用承認書又は附帯設備使用承認書を係員に提示しなければならない。

（附帯設備使用料）

第十五条 条例第十三条第一項に規定する附帯設備使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、附帯設備利用料金とする。以下同じ。）の額は、別表第二のおりとする。

（使用料の納付）

第十六条 条例第十三条第一項に規定する使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）は、第十四条第一項の規定による施設使用承認書又は附帯設備使用承認書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、東京都北区が使用する場合その他区長が必要と認めるときは、この限りでない。

（使用承認の取消し等）

第十七条 使用承認を受けた施設等の使用の取消しをしようとするものは、施設使用取消申請書（別記第十号様式）又は附帯設備使用取消申請書（別記第十一号様式）に、それぞれ施設使用承認書又は附帯設備使用承認書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があつた場合において、使用の取消しを承認したときは、施設使用取消承認書（別記第十二号様式）又は附帯設備使用取消承認書（別記第十三号様式）をそれぞれ申請者に交付する。

3 区長は、条例第十七条の規定により、施設等の使用承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限したときは、施設使用取消・停止・制限通知書（別記第十四号様式）又は附帯設備使用取消・停止・制限通知書（別記第十五号様式）により、それぞれ使用者に通知するものとする。
（使用料の還付）

第十八条 条例第十四条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができ
る場合及びその割合は、次のとおりとする。ただし、指定管理者にジェイトエルの管理を行わせる場合は、次に掲げる還付割合を下回らない範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が還付割合を定めることができる。

一 施設使用料

イ 区の都合により使用承認を取り消した場合 全額

ロ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の二以上使用できなくなつ

た場合 全額

ハ 使用日の七日前までに使用の取消しを申し出た場合 五割

ニ 使用者の責任によらない理由で使用時間の三分の一以上使用できなくなつ

た場合（口の場合を除く。） 五割

二 附帯設備使用料

前号イからニまでに掲げる場合 全額

2 前条第二項の規定により、施設使用取消承認書若しくは附帯設備使用取消承認書の交付を受けた場合又は同条第三項の規定により、施設使用取消・停止・制限通知書若しくは附帯設備使用取消・停止・制限通知書の交付を受けた場合において、既納の使用料の還付を受けようとするものは、施設使用料還付申請書（別記第十号様式）又は附帯設備使用料還付申請書（別記第十一号様式）をそれぞれ区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の申請があつた場合において、使用料還付の承認をしたときは、施設使用料還付承認書（別記第十二号様式）又は附帯設備使用料還付承認書（別記第十三号様式）をそれぞれ申請者に交付する。

4 前二項の規定にかかわらず、条例第十三条第二項の規定により收受した利用料金の還付方法は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

（使用者の義務）

第十九条 使用者は、区長が施設等の管理上必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

（原状回復等）

第二十条 施設等を使用するに当たつての準備及び使用終了後の原状回復は、承認された使用時間内に行わなければならない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

い。

(委任)

第二十一条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、東京都北区ジェイトエル条例（令和五年三月東京都北区条例第一号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関し必要な手続及び施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第一（第十三条関係）

区内に住所を有す	申請者	申請区分	受付期間	備考
第十三条第一項の			使用日の六箇月前	
				受付期間の初日が

<p>る者、区内に事務所を有する団体又は区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体その他区長が適当と認めるもの</p>	<p>その他のもの</p>		
<p>規定による申請</p>	<p>第十三条第二項の規定による申請 (電話)</p>	<p>第十三条第二項の規定による申請 (電子計算組織を使用する方法)</p>	<p>第十三条第一項の規定による申請</p>
<p>の日の属する月の初日から</p>	<p>使用日の六箇月前の日の属する月の二日から使用日の八日前まで</p>	<p>使用日の六箇月前の日の属する月の五日から使用日の八日前まで</p>	<p>使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から</p>
<p>一月に属する場合 は、同月五日を当該初日とする。</p>	<p>受付期間の初日は、同月六日を当該初日とする。</p>	<p>受付期間の初日は、同月十日を当該初日とする。</p>	

別表第二（第十五条関係）

多目的ルーム音響セット	ホール音響・照明セット	種別
一式	一式	単位
二時間	一回	区分
五〇〇円	一、〇〇〇円	使用料

第十三条第二項の規定による申請（電話）	第十三条第二項の規定による申請
使用する方法）	使用日の六箇月前の日の属する月の十六日から使用日の八日前まで
使用日の六箇月前の日の属する月の十五日から使用日の八日前まで	

備考

刺しゅうマシン	ロックマシン	職業マシン	カッティングマシン	削加工機 3Dモデリングマシン（切	3Dプリンター	シルクスクリーン	UVプリンター
一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台
三十分	三十分	三十分	三十分	三十分	三十分	三十分	三十分
三〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	一〇〇円	五〇〇円

- 一 区分の一回とは、条例別表に規定する午前、午後又は夜間の一をいう。
- 二 全日使用する場合には、一回の使用料の三倍の額とする。

第1号様式（第3条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

東京都北区長 殿

主たる事務所の所在地
法人（団体）名
代表者名

印

東京都北区ジェイトエル指定管理者の指定申請について

標記の件について、東京都北区ジェイトエル指定管理者公募要項の趣旨を踏まえ、書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 法人（団体）の主たる事務所の所在地
- 2 法人（団体）名
- 3 代表者名
- 4 所轄庁
- 5 法人（団体）の担当者
- 6 電話番号・メールアドレス

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、東京都北区ジェイトエルにおける指定管理者の指定につきまして、選考の結果、下記のとおりとなりましたので、通知いたします。

記

- 1 選定結果

- 2 理由（選定されなかった場合）

- 3 その他

年 月 日

様

東京都北区長

印

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

東京都北区ジェイトエル条例第5条第 項の規定により、下記のとおり貴団体を東京都北区ジェイトエルの指定管理者に指定しましたので、通知いたします。

記

1 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 東京都北区ジェイトエル条例施行規則第7条により、管理の内容等については別途協定書により定める。

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指 定 管 理 者 非 指 定 通 知 書

貴団体は、東京都北区ジェイトエルの指定管理者として指定されませんでしたので、通知いたします。

（理由）

第5号様式（第5条関係）
（表）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指定管理者指定取消・業務停止通知書

東京都北区ジェイトエル条例第6条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の
指定を取り消します
業務の全部を停止します } ので、通知します。
業務の一部を停止します }

記

- 1 指定期間

- 2 取消日
又は停止期間

- 3 理由

- 4 一部停止する業務（業務の一部停止の場合のみ）

（裏面へ続く）

(裏)

- (注意) (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

施設使用申請書

東京都北区長 殿

※受付年月日 年 月 日

※受付番号 第 号

申請者	住所	〒		団体使用の場合は 団体の所在地
	フリガナ			
	団体名	-----		個人使用は不要
	フリガナ	-----		
	氏名	-----		団体の場合は 代表者の氏名
	担当者氏名			
電話番号			団体代表者と 異なる場合	

下記のとおり、東京都北区ジェイトエル施設の使用を申請します。

使用目的		参加者からの 料金徴収	無	有	1人1回5,001円以上	
案内看板名					1人1回5,000円以下	

使用年月日	使用施設名	利用人員	使用区分						※使用料	※備考	
			午前	午後	夜間						合計
			①	②	③	④	⑤	⑥			

※摘要	
-----	--

※使用料合計	
--------	--

附 帯 設 備 使 用 申 請 書

東京都北区長 殿

※受付年月日 年 月 日

※受付番号 第 号

申 請 者	住 所	〒			団体使用の場合は 団体の所在地
	フリガナ				個人使用の 場合は不要
	団体名				
	フリガナ				団体の場合は 代表者の氏名
	氏 名				
	担 当 者 氏 名				団体代表者と 異なる場合
	電 話 番 号				
	施設使用承認年月日			施設使用承認番号	
使 用 年 月 日			使 用 施 設 名		

下記のとおり、東京都北区ジェイトエル附帯設備の使用を申請します。

番号	使 用 設 備 名	使 用 数						合計	使用時間	※ 単 価	※ 使 用 料
		午前	午後	夜間							
		①	②	③	④	⑤	⑥				

※ 摘 要	
-------	--

※ 使用料合計	
---------	--

施設使用承認書

承認番号 第

承認年月日 年 月 日

殿

東京都北区長 印

下記のとおり承認します。

申請年月日		使用目的	
案内看板名			
電話番号			

《使用明細》

番号	使用年月日	使用施設名	人員	使用時間	使用料	備考

使用料合計	
-------	--

摘要	
----	--

附 帯 設 備 使 用 承 認 書

承認番号 第
承認年月日 年 月 日

殿

東京都北区長 団

下記のとおり承認します。

申請年月日		使用目的	
施設承認番号		施設名	
電話番号			

<<使用明細>>

番号	使用設備名	使用数						合計	使用時間	単価	使用料
		午前	午後	夜間							
		①	②	③	④	⑤	⑥				

備考	
----	--

使用料合計	
-------	--

摘要	
----	--

施設使用取消申請書兼
施設使用料還付申請書

東京都北区長 殿

※受付年月日 年 月 日

※受付番号 第 号

申 請 者	住 所	〒		団体使用の場合は 団体の所在地
	フリガナ			
	団体名	-----		個人使用の 場合は不要
	フリガナ	-----		
	氏 名	-----		団体の場合は 代表者の氏名
	担当者氏名			
電 話 番 号			団体代表者と 異なる場合	

年 月 日付第 号東京都北区ジェイトエル施設使用承認について、下記のとおり、取消・還付を申請します。

使用年月日	使用取消施設名	利用人員	使 用 取 消 区 分						※ 使用料	※ 備考
			午前	午後	夜間					
			①	②	③	④	⑤	⑥		

※ 摘 要	
-------------	--

※ 使用料合計	
---------	--

※ 還 付 率	
---------	--

※取消理由	
-------	--

※ 還 付 金 合 計	
-------------	--

附 帯 設 備 使 用 取 消 申 請 書
兼 附 帯 設 備 使 用 料 還 付 申 請 書

東京都北区長 殿

※受付年月日 年 月 日

※受付番号 第 号

申 請 者	住 所	〒			団体使用の場合は 団体の所在地
	フリガナ				個人使用の 場合は不要
	団体名				
	フリガナ				団体の場合は 代表者の氏名
	氏 名				
	担当者氏名				団体代表者と 異なる場合
	電 話 番 号				
	施設使用承認年月日		施設使用承認番号		
使 用 年 月 日		使 用 施 設 名			

年 月 日付第 号東京都北区ジェイトエル附帯設備使用承認について、下記のとおり、取消・還付を申請します。

使用年月日	使用取消設備名	利用人員	使 用 取 消 数 量						合計	使用時間	※ 使用料	※ 備考
			午前	午後	夜間							
			①	②	③	④	⑤	⑥				

※ 摘 要	
-------------	--

※ 使 用 料 合 計	
-------------	--

※ 還 付 率	
---------	--

※取消理由	
-------	--

※ 還 付 金 合 計	
-------------	--

施設使用取消承認書兼
施設使用料還付承認書

承認番号 第
承認年月日 年 月 日

殿

東京都北区長 回

下記のとおり承認します。

申請年月日		使用目的	
案内看板名			
電話番号			

《使用明細》

番号	使用年月日	使用施設名	人員	使用時間	使用料	備考

使用料合計	
-------	--

還付金合計	
-------	--

摘要	
----	--

兼書承認書
 承認付還料使用設備使用
 兼書承認書
 承認付還料使用設備使用

承認番号第

承認年月日 年 月 日

殿

東京都北区長 団

下記のとおり承認します。

申請年月日		使用目的	
使用年月日		施設名	
施設承認番号		電話番号	

《承認明細》

番号	使用設備名	使用数量						合計	使用時間	単価	使用料
		午前	午後	夜間							
		①	②	③	④	⑤	⑥				

備考	
----	--

使用料合計	
-------	--

還付金合計	
-------	--

摘要	
----	--

第14号様式（第17条関係）
（表）

施設使用取消・停止・制限通知書

通知番号 第 号

通知年月日 年 月 日

殿

東京都北区長 印

下記のとおり通知します。

申請年月日		使用目的	
案内看板名			
電話番号			

《取消・停止・制限明細》

番号	使用年月日	使用施設名	人員	使用時間	使用料	備考

使用料合計	
-------	--

還付金合計	
-------	--

摘要	
----	--

（裏面へ続く）

(裏)

- (注意)
- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第15号様式（第17条関係）
（表）

附 帯 設 備 使 用 取 消 ・ 停 止 ・ 制 限 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

東京都北区長 印

下記のとおり通知します。

申 請 年 月 日		使 用 目 的	
使 用 年 月 日		施 設 名	
施 設 承 認 番 号		電 話 番 号	

《取消・停止・制限明細》

番 号	使 用 設 備 名	使 用 数						合 計	使 用 時 間	単 価	使 用 料
		午前	午後	夜間							
		①	②	③	④	⑤	⑥				

備 考	
-----	--

使 用 料 合 計	
-----------	--

還 付 金 合 計	
-----------	--

摘 要	
-----	--

（裏面へ続く）

(裏)

- (注意)
- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月七日

東京都北区長

花川

與

太

東京都北区規則第六号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「まちづくり部に」を「総務部及びまちづくり部に」に改め、「政策経営部」の下に「総務部」を加える。

第十条企画課の部中「課務担当主査
一 基本構想の策定に関すること。」を削る。

第十一条の二防災・危機管理課の部中

「三 国土強靱化地域計画に関すること。」

四 防災施設の設置及び維持管理に関すること。

五 消防関係機関との連絡調整に関すること。

六 消防団に関すること。

七 災害対策業務の実施に関すること。

八 防災無線通信に関すること。

九 風水害の避難に関すること。

十 小災害罹災者の応急援護に関すること。

十一 災害弔慰金の支給等に関すること。

を

- 十二 危機管理の総合調整及び対策に関すること。
- 十三 危機管理に関する調査及び研究に関すること。
- 十四 国民保護協議会に関すること。
- 十五 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- 十六 国民保護計画に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、区長が命ずる危機管理に関すること。
- 十八 室の庶務に関すること。
- 十九 室の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
- 二十 防災施設の設置及び維持管理に関すること。
- 二十一 消防関係機関との連絡調整に関すること。
- 二十二 消防団に関すること。
- 二十三 災害対策業務の実施に関すること。
- 二十四 防災無線通信に関すること。
- 二十五 風水害の避難に関すること。
- 二十六 小災害罹災者の応急援護に関すること。
- 二十七 災害弔慰金の支給等に関すること。
- 二十八 危機管理の総合調整及び対策に関すること。

に改める。

十二 危機管理に関する調査及び研究に関すること。

十三 国民保護協議会に関すること。

十四 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

十五 国民保護計画に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、区長が命ずる危機管理に関する
こと。

十七 室の庶務に関すること。

十八 室の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。

第十一条の三地域振興課の部区民施設係の項中第九号を第十号とし、第一号から
第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 区民施設の改修及び維持管理に関すること（他に規定するものを除
く。）。

第十一条の三地域振興課の部区民施設係の項に次の一号を加える。

十一 ジェイトエルに関すること。

第十一条の三地域振興課の部中

「課務担当主査

一 区の文化施策に関すること。

課務担当主査

を

- 一 区民施設の整備計画に関すること。
- 二 区民施設の改修及び維持管理に関すること。」

「課務担当主査

- 一 区民施設の整備計画に関すること。
- 二 区民施設の改修に係る計画及び調整に関すること。

課務担当主査

- 一 大規模区民施設の整備及び改修に関すること。

に改める。

課務担当主査

- 一 区の文化施策に関すること。

「

第十二条 戸籍住民課の部 戸籍住民係の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同部 戸籍係の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

- 八 民事刑事事項に関すること。

第十二条の二 リサイクル清掃課の部中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

- 十二 東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。

第十二条の三 地域福祉課の部 地域福祉係の項中第三号を削り、第四号を第三号と

し、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同部事業調整係の項の次に次のように加える。

課務担当主査

- 一 避難行動要支援者対策に関する事。

第十二条の三地域福祉課の部中

- 「三 民間介護老人保健施設の整備の支援に関する事。」

課務担当主査

を

- 一 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事。」

- 「三 民間介護老人保健施設の整備の支援に関する事。」

- 四 大規模福祉施設の整備計画の調整に関する事（他に規定するに改める。

るものを除く。）。

「

第十三条健康推進課の部滝野川健康支援センターの項の次に次のように加える。

課務担当主査

- 一 栄養指導、食育等に関する事。

第十三条保健予防課の部中

「課務担当主査

を削る。」

第十四条まちづくり推進課の部中

- 「三 市街地再開発事業に関する事。」

- 四 土地区画整理事業に関すること。
 - 五 優良建築物等整備事業及び都心共同住宅供給事業に関すること。
 - 六 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）に関すること。
 - 七 大規模団地建替え計画等の調整に関すること。
 - 「三 土地区画整理事業に関すること。
 - 四 優良建築物等整備事業及び都心共同住宅供給事業に関すること。
 - 五 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）に関すること。
 - 六 大規模団地建替え計画等の調整に関すること。
 - 課務担当主査
 - 一 まちづくり事業の導入に関すること。
 - 二 市街地再開発事業に関すること。
 - 「五 無電柱化チャレンジ事業に関すること。」を
 - 「五 無電柱化チャレンジ事業に関すること。」を
 - 六 高台まちづくりに関すること。
 - 七 国土強靱化地域計画に関すること。
 - 別表第三第三十三号を次のように改める。
 - 三十三 東京都北区公契約審議会
- 付 則
- に、

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区規則第七号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）
の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式（乙）（裏）を次のように改める。

別記第十五号様式を次のように改める。

第15号様式 (第17条関係)

(表)

納付書兼納入通知書

② 2

振替口座 00140-3-960002 加入者 東京都北区会計

原 符

③ 2

振替口座 00140-3-960002
加入者 東京都北区会計管理者

納付自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	年度	年度

標識(車両)番号	
通知書番号	
年 度	
期(月)別	

納 期 限	
税 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

(ご注意) この用紙は直接機械に読ませますので、汚したりピンで止めたり、折ったりしないでください。

ゆうちょ銀行
取りまとめ店

主 管 課 東京都北区 課 電話

東2

(主管課保管/本館控)

東京都北区

納税通知書

③

標識(車両)番号	
通知書番号	
年 度	
期(月)別	
税 額	円
延 滞 金	円
合 計 金 額	円

合 計 金 額	円
---------	---

納 期 限

額 収 日 付 印

口 数 日 計 口

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

主 管 課 東京都北区 課 電話

東2

(金庫機関保管/店舖控)

軽自動車税(種別別)納税証明書
(継続検査用)

(種別状況)に「有」のあるものは証明書として使用できません。
(種別状況)は 現在)

種別状況	
種別番号	
氏 名(名 称)	

有効期限
上記のとおり証明します。

有効期限
上記のとおり証明します。

車検に必要ですから大切に保管してください。

納 期 限

額 収 日 付 印

「納めるところ」裏面
主 管 課 東京都北区 課 電話
受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日等を除く)

領収証書は7年間保存してください。(納税者控)

領収証書
は左記の種別番号を
記入し、金額を
記入してください。

収入印紙不要

(納税者控)

額 収 日 付 印

(納税者控)

(納税者控)

(裏)

—継続検査の申請を
される方へ—

滞納状況欄に「有」と表示されている場合は、一部未納があるため、証明書としてお使いになれません。

納税の上、証明書の交付申請をしてください。

○本状到着前に納税した場合でも滞納状況欄に「有」と表示されていると、証明書としてお使いになれませんので、領収書を提示の上、証明書の交付申請をしてください。

○領収印がない場合でも滞納状況欄が空欄であれば、年月日までは納税証明書としてお使いになれます。

1. 納税義務者
本税は4月1日現在において原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)を所有している方又は国土・地方公共団体などの軽自動車等を借り受け使用している方に課せられます(地方税法第443条、東京都北区特別区税条例第37条)。

2. 課税標準及び税率

車 の 種 別	税 率
軽自動車 総排気量30cc以下	2.00%
軽自動車 総排気量30cc超90cc以下	2.00%
軽自動車 総排気量90cc超125cc以下	2.40%
軽自動車 3輪以上一車のみを除く	3.20%
軽自動車 2輪 (125cc超350cc以下)	3.60%
軽自動車 2輪 (350cc超)	3.60%
小型自動車 2輪のみ(小型自動車 250cc未満)	6.00%
小型自動車 その他	2.40%
軽自動車 その他	6.90%

車 の 種 別	出税率	車税率	車庫税率
3輪	3.100%	5.900%	4.00%
4輪以上の乗用	5.500%	6.900%	3.50%
4輪以上の貨物用	7.200%	10.800%	12.50%
4輪以上の貨物用	3.000%	5.800%	4.50%
3輪	1.900%	7.000%	5.00%
4輪以上の乗用	1.800%	5.500%	5.200%
4輪以上の貨物用	1.600%	2.700%	3.50%
4輪以上の貨物用	1.300%	1.300%	3.50%

軽自動車等の使用に対するもの(同一・地方公共団体などから借り受けている場合)

※各税率の欄については1項を参照

3. 軽自動車税(種別割)の減免
身体障害者等、生活保護受給者、その他で当区の条例の規定に該当する方は減免が受けられます。納期限前7日までに当該事由を証明する書類等を提示し、減免申請書を提出してください(地方税法第463条の23、東京都北区特別区税条例第46条、第46条の2)。

4. 審査請求及び処分取消しの訴え
この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内(以下「起算期間」という。)を以て審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取

消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(以下「起算期間」という。)を以て審査請求をすることができます。ただし、この起算期間が満了した後も、当該裁決がなかったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を提起することができます。

5. 納期限までに納付されなかった場合における措置
(1) 納期限までに税金を完納しなかったため督促を受け、かつ、その督促を差した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。
(2) 表記金額を納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、税額(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6% (その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)として、を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合の年当りも、365日当たりの割合を含みます。

なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。
「納めるところ」右参照

納めるところ

【納税に関するお問合せ】
◎北区 課 午前8時30分から午後5時まで
月曜日から金曜日
祝日・休日、年末年始を除く。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の二中

性	別	男	女	再交付	回
					四

を

再交付

回

に改める。

別記第十八号様式の三の二中

生 性 別

を

再

に改める。

別記第十八号様式の三の四中

姓	名
---	---

を

に改める。

別記第十八号様式の四中

性 別	計 算 期 間 の 始 期 及 び 終 期	年 月 年 月
-----	-----------------------	---------

を

に改め

る。

計 算 期 間 の 始 期 及 び 終 期	年 月 年 月
-----------------------	---------

別記第十八号様式の六中

姓 別

を

に改める。

別記第十九号様式中

細・外

を

に改める。

別記第三十一号様式を次のように改める。

第31号様式 (第20条関係)

納付書兼納入済通知書

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

② 2

原 符

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

② 2

納付書兼領収証書

東京都北区

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

②

納付書兼納入済通知書	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R 種	納付額	納付日
保険料額									
延滞金									

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円

合計金額 円

割印しないでください。

納付書兼領収証書	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R 種

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円

合計金額 円

(ご注意) この用紙は直接機械に読ませますので、汚したりペンで止めたり、折ったりしないでください。

赤丸印 主簿	領収日	
主簿 課	印	

(主管課保険/本部控)

東2

領収日	印
口数	計
金額	口
	億 千 百 十 万 千 百 十 円
主管課	

(金融機関保管/店舖部)

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	

保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円

割印しないでください。

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	

(領収日付印がないものは無効)

領収書	領収日	印
領収金額	収入印紙不課	

「納めるところ」裏面
主管課
受付時間
領収証書は2年間保存してください。(納付書控)

別記第四十号様式(表)を次のように改める。

第40号様式 (第24条関係)
(表)

納付書兼納入済通知書

② 2

原 符

② 2

督促請求領収証券

②

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者
東京都北区

納付	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R 種

納付	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R 種	納付額	相対額
								延滞金	

記号番号	通知書番号	年度	期(月)別	保険料額	延滞金
				円	円
				円	円

記号番号	通知書番号	年度	期(月)別	保険料額	延滞金
				円	円
				円	円

保険料額	延滞金	合計金額
円	円	円
円	円	円

記号番号	通知書番号	年度	期(月)別

(領収日付がないものは無効)

(ご注意) この用紙は直接機械に読ませますので、汚したりビツで止めたり、折ったりしないでください。

東京都北区長 国	領収書 宛先 〒 東京都北区
東京都北区長 国	領収書 宛先 〒 東京都北区
	領収書 宛先 〒 東京都北区

(主簿課保管/本部控)

東2

東京都北区長 国	領収書 宛先 〒 東京都北区
東京都北区長 国	領収書 宛先 〒 東京都北区
	領収書 宛先 〒 東京都北区

(金融機関保管/店舗控)

「納めるところ」裏面
主簿課
受付時間

領収証券は2年間保存してください。(納付者控)

東京都北区長 国	領収書 宛先 〒 東京都北区
東京都北区長 国	領収書 宛先 〒 東京都北区
	領収書 宛先 〒 東京都北区

収入印紙不要

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区国民健康保険条例施行規則別記第二号様式の二、第十八号様式の三の二、第十八号様式の四及び第十九号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区個人情報保護に関する法律等施行規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第九号

東京都北区個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び条例で使用する用語の例による。

一 課 東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）第八条に規定する課、清掃事務所、保健所の課、福祉事務所の課、障害者福祉センター、会計管理室、東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成三年三月東京都北区教育委員会規則第一号）第二条に規定する課、教育総合相談センター、飛

鳥山博物館、中央図書館、子ども家庭支援センター、区立小学校、区立中学校、区立幼稚園、区立認定こども園、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。

二 課長 課の長をいう。ただし、会計管理室にあっては会計課長をいう。
(個人情報ファイル簿の様式等)

第三条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿(別記第一号様式)の集合物とする。

2 条例第三条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始日
- 二 特定個人情報の該当性
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(委託に係る措置)

第四条 区の機関は、個人情報を取り扱う業務(以下「業務」という。)の処理を区の機関以外のものに委託すること(以下「外部委託」という。)をしたときは、取り扱う個人情報の内容等に応じ、次に掲げる事項を契約書等に明記しなければならない。

- 一 個人情報の秘密保持に関すること。
- 二 個人情報の利用目的以外の目的のための利用の禁止に関すること。

- 三 個人情報の第三者への提供の禁止に関すること。
- 四 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の制限に関すること。
- 五 再委託に係る条件に関すること。
- 六 個人情報の複製及び複写の制限に関すること。
- 七 個人情報の送信の制限に関すること。
- 八 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しの制限に関すること。
- 九 個人情報の安全管理措置に関すること。
- 十 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）で定めるものの発生時における対応に関すること。
- 十一 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要なこと。
- 十二 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関すること。
- 十三 委託先（再委託先を含む。この条において同じ。）の個人情報の取扱い状

況を把握するための監査等に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要なこと。

2 条例第四条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 業務を担当する課（以下「担当課」という。）

二 担当課における業務の名称

三 委託先

四 委託の内容

五 委託の条件

六 委託に係る個人情報の記録項目

七 委託先との授受の方法

八 委託の時期

九 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区の機関が外部委託をしたときは、業務を担当する課長（以下「担当課長」という。）は、前項に規定する事項を外部委託記録票（別記第二号様式）に記録し、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に届け出るものとする。

4 区の機関が外部委託を廃止し、又は第一項の規定により明記した事項を変更したときは、担当課長は、外部委託記録変更等届（別記第三号様式）を作成し、総務課長に届け出るものとする。

5 総務課長は、前項の規定による届出があつたときは、外部委託記録票を抹消し、又は修正しなければならない。

(利用及び提供に係る措置)

第五条 条例第五条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用すること(以下「目的外利用」という。)をしたとき。

ア 保管課

イ 保管課における業務の名称

ウ 利用課

エ 利用課における業務の名称

オ 目的外利用をした理由

カ 目的外利用をした個人情報記録項目

キ 目的外利用の根拠

ク 目的外利用を開始した年月日

ケ 目的外利用の期限

コ 目的外利用の方法

サ その他区長が必要と認める事項

二 利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供すること（以下「外部提供」という。）をしたとき。

ア 保管課

イ 業務の名称

ウ 外部提供をした理由

エ 外部提供をした個人情報記録項目

オ 外部提供の根拠

カ 外部提供をした年月日

キ 外部提供の期限

ク 外部提供の方法

ケ 提供先

コ その他区長が必要と認める事項

2 目的外利用をしたときは、担当課長は、前項第一号に規定する事項を目的外利用記録票（別記第四号様式）に記録し、総務課長に届け出るものとする。

3 外部提供をしたときは、担当課長は、第一項第二号に規定する事項を外部提供記録票（別記第五号様式）に記録し、総務課長に届け出るものとする。

（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときの保有個人情報の提供）

第六条 法第六十九条第二項第四号の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに該当するとして、保有個人情報の提供を受けようとする者（以下「保有個人情報提供申出者」という。）は、区の機関に対し、保有個人情報提供申出書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

2 保有個人情報提供申出者は、区の機関に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 保有個人情報提供申出者の運転免許証、健康保険の被保険者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類（以下これらを「確認書類」という。）であつて、当該申出をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 当該保有個人情報の本人の確認書類の写し

三 戸籍謄本その他保有個人情報提供申出者が当該保有個人情報の本人の親族であることを証明する書類

3 区の機関は、前項に規定する申出があつた場合において、当該保有個人情報を

提供するときには、その旨の決定をし、保有個人情報提供申出者に対し、保有個人情報提供決定通知書（別記第七号様式）により通知しなければならない。

4 区の機関は、第一項に規定する申出があつた場合において、当該保有個人情報を提供しないときは、その旨の決定をし、保有個人情報提供申出者に対し、保有個人情報提供却下通知書（別記第八号様式）により通知しなければならない。（写しの作成及び送付に要する費用の納付）

第七条 条例第八条第三項に規定する写しの作成に要する費用は、総合窓口における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

2 令第二十八条第四項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書、郵便為替、現金書留又は郵便切手で納付する方法とする。（開示請求書）

第八条 条例第九条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 請求の趣旨及び理由
 - 三 代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人の氏名
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 法第七十七条第一項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第九号様式）

式)とする。

3 令第二十二條第三項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(別記第十号様式)とする。

(開示決定等に係る通知)

第九條 法第八十二條第一項又は第二項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 法第八十二條第一項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記第十一号様式)

二 法第八十二條第二項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記第十二号様式)

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第十條 法第八十三條第二項の規定による開示決定等の期間の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第十三号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第十一條 法第八十四條の規定による開示決定等の期間の延長に係る通知は、保有

個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第十四号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第十二条 法第八十六条第一項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たっては、意見照会書（別記第十五号様式）により行うものとする。

2 法第八十六条第二項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（別記第十六号様式）により行うものとする。

3 法第八十六条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記第十七号様式）を提出して行うものとする。

4 法第八十六条第三項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記第十八号様式）により行うものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第十三条 法第八十七条第一項の規定により、区の機関が行う保有個人情報が電磁

的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付

二 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施の方法等の申出）

第十四条 法第八十七条第三項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第十九号様式）により行うものとする。

(訂正請求書等)

第十五条 条例第十三条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 訂正請求の年月日
 - 二 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名
 - 三 保有個人情報の開示を受けていない場合はその旨
 - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 法第九十一条第一項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(別記第二十号様式)とする。
- 3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。
- 4 令第二十九条において準用する令第二十二条第三項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(別記第二十一号様式)とする。
- (訂正決定等に係る通知)
- 第十六条 法第九十三条第一項又は第二項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
- 一 法第九十三条第一項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨

の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第二十二号様式）

二 法第九十三条第二項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記第二十三号様式）

2 条例第十四条の規定による訂正請求を拒否する決定の通知は、訂正請求を拒否する旨の決定通知書（別記第二十四号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第十七条 法第九十四条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第二十五号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第十八条 法第九十五条の規定による訂正決定等の期間の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第二十六号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第十九条 法第九十七条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書（別記第二十七号様式）により行うものとする。

(利用停止請求書等)

第二十条 条例第十八条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 利用停止請求の年月日
二 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名

三 保有個人情報の開示を受けていない場合はその旨

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 法第九十九条第一項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(別記第二十八号様式)とする。

3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報の法第九十八条第一項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第二十九条において準用する令第二十二條第三項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(別記二十九号様式)とする。

(利用停止決定等の通知)

第二十一条 法第一百一条第一項又は第二項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 法第一百一条第一項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第三十号様式）

二 法第一百一条第二項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記第三十一号様式）

2 条例第十九条の規定による利用停止請求を拒否する決定の通知は、利用停止請求を拒否する旨の決定通知書（別記第三十二号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第二十二条 法第一百二条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第三十三号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第二十三条 法第一百三条の規定による利用停止決定等の期間の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第三十四号様式）により行うものとする。

（任意代理人による請求を行おうとする本人の意思確認）

第二十四条 条例第二十二条に規定する確認の方法は、当該開示等の請求に係る本人に確認書（別記第三十五号様式）を送付し、当該確認書の提出を求め、当該開

示等の請求に係る本人の意思を確認するものとする。

2 前項の規定により、当該開示等の請求に係る本人の意思確認を行った結果、本人に開示等の請求を委任する意思がないことを確認した場合又は意思が確認できない場合（同項の規定により確認書を送付した場合において、送付した日の翌日から二週間を経過した日までに当該確認書が提出されないうときを含む。）は、保有個人情報開示等却下通知書（別記第三十六号様式）を送付するものとする。

（総合窓口）

第二十五条 条例第二十三条の窓口として、総務部総務課に個人情報保護コーナーを設置する。

（実施状況の公表）

第二十六条 条例第二十五条の規定による実施状況の公表は、毎年六月末日までに、前年度の実施状況のうち、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）の請求の状況
 - 二 開示等の請求に対する決定の状況
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- （委任）

第二十七条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(東京都北区個人情報保護条例施行規則の廃止)

第二条 東京都北区個人情報保護条例施行規則(平成八年三月東京都北区規則第二号)は、廃止する。

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 年 月 日

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの保有開始日	<input type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係
	(所在地) 東京都北区王子本町一丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	部 課 係 電話番号 ()
備考	

外部委託記録票

担当課		登録番号	
業務の名称	に関する業務		

管番 理号			
委託先			
委託の内容			
委託の条件	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
委託に係る個人情報			
委託先との授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()
委託の時期	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に
備考			

文 書 番 号
年 月 日

外 部 委 託 記 録 変 更 等 届

総務課長 殿

(担当課長)

東京都北区個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年3月東京都北区規則第9号）第4条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

管 理 番 号		
届 出 区 分	□ 変 更 □ 廃 止	
業 務 の 名 称	に関する業務	
変 更 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
変 更 ・ 廃 止 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		
担 当 課	部 課 係 電話番号 () 内線番号	

第4号様式（第5条関係）

目的外利用記録票

管理番号		年 月 日
保管課		登録番号
保管課における業務の名称	に関する業務	
利用課		
利用課における業務の名称	に関する業務	
目的外利用をした理由		
目的外利用をした個人情報の記録項目		
目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第1項（法令） 根拠法令： 第 条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第1号（本人同意） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第2号（所掌事務） 利用することについての相当な理由： 【特定個人情報】 <input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用される法第69条第2項第1号	
目的外利用を開始した年月日	年 月 日から	・ 随 時
目的外利用の期限	年 月 日まで	・ 継 続
目的外利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
目的外利用の条件		
備考		
担当課	部 課 係 電話番号（ ）	内線番号

第5号様式（第5条関係）

外部提供記録票

管理番号		年 月 日	
保 管 課		登 録 番 号	
業 務 の 名 称	に関する業務		
外部提供をした理由			
外部提供をした個人情報 情報の記録項目			
外部提供の根拠	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第1項（法令） 根拠法令： 第 条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第1号（本人同意） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第3号（他の行政機関等への提供） 提供することについての相当な理由： <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第4号（統計の作成又は学術研究目的の提供） <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第4号（本人利益・その他特別の理由）		
外部提供をした年月日	年 月 日から	・	随 時
外部提供の期限	年 月 日まで	・	継 続
外部提供の方法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> 複 写 <input type="checkbox"/> 電 算 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
提 供 先			
提 供 の 条 件			
備 考			
担 当 課	部	課	係
	電話番号	（ ）	内線番号

保有個人情報提供申出書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第4号に該当するため、下記のとおり保有個人情報の提供を受けることを申し出ます。

記

提供を受けようとする保有個人情報 （特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）		
提供を受けようとする理由		
保有個人情報の本人の氏名等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の住所又は居所	

（裏面に続く）

(裏面)

本人 確認 書類 等	申出者 本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	保有個人情報に係る 本人の本人確認 書類 (写し)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
	親族確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ()

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）

印

保有個人情報提供決定通知書

年 月 日付けで提供申出のあった保有個人情報については、下記のとおり提供をすることに決定したので通知します。

記

提供する 保有個人情報	
備 考	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 来庁の際は、この通知書を提示してください。
- 2 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会の場合は東京都北区教育委員会、選挙管理委員会の場合は東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）

印

保有個人情報提供却下通知書

年 月 日付けで提供申出のあった保有個人情報については、下記のとおり提供をしないことに決定したので通知します。

記

提供申出のあった保有個人情報	
提供をしないこととした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有個人情報 （特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）		
請求の趣旨及び理由		
求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 総合窓口における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） 〈実施の希望日〉 年 月 日 <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。（ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ ）	
法定代理人等による請求の場合の本人の氏名等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

（裏面に続く）

委 任 状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

個人情報又は特定個人情報いずれかを選択し、該当部分にチェックを付けてください。

- 1 個人情報 特定個人情報 の開示請求を行う権限
- 2 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る 個人情報 特定個人情報 の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る 個人情報 特定個人情報 の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法その他個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____

(氏名は、必ずご自身で書いてください。)

連絡先電話番号 _____

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

開示する 保有個人情報	
決定の区分	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
不開示とした部分	
不開示とした理由	
保有個人情報の開 示をすることがで きる時期	
開示する保有個人 情報の利用目的	

（裏面に続く）

(裏面)

開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 総合窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所： (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
本件連絡先	部 課 係 電話

[注 意]

- 1 来庁の際は、この通知書を提示してください。
- 2 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示をしないこと とした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
法第84条の規定 （開示決定等の期 限の特例）を適用 する理由	
残りの保有個人情 報について開示決 定等をする期間	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残 りの部分については、下記の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	東京都北区 部 課 係 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）

印

意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は 第2号の規定の適用区分及び その理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている（あなた、貴 社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	東京都北区 部 課 係 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏名又は名称 _____

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

_____（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>（1） 支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）の具体的内容</p>
連絡先	

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会の場合は東京都北区教育委員会、選挙管理委員会の場合は東京都北区選挙管理委員会、監査委員の場合は東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

保有個人情報開示決定通知書の番号等	文書番号		
	日付		
求める開示の実施方法	開示請求に係る保有個人情報の名称等		
		(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
		(2) 複製したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
		(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日	午前 ・ 午後	
「写しの送付」希望の有無	有 : 同封する郵便切手等	円	
	無 :		
本件連絡先	部 課 係	電話	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正を請求する 保有個人情報 （特定するために必要な事項を、 具体的に記載してください。）		
請求の趣旨及び理由		
訂正に係る保有個人情報の開示を 受けた日等	<input type="checkbox"/> 有 （開示を受けた日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合は、以下を御記入ください。 保有個人情報が事実と異なるに至った経緯 _____ _____	
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____	
法定代理人等による請求の場合 の本人の氏名等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

（裏面に続く）

委 任 状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

個人情報又は特定個人情報いずれかを選択し、該当部分にチェックを付けてください。

- 1 個人情報 特定個人情報 の訂正請求を行う権限
- 2 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る 個人情報 特定個人情報 を訂正する旨の決定通知を受ける
権限及び訂正請求に係る 個人情報 特定個人情報 を訂正しない旨の決定通
知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____

(氏名は、必ずご自身で書いてください。)

連絡先電話番号 _____

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保 有 個 人 情 報 訂 正 決 定 通 知 書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会の場合は東京都北区教育委員会、選挙管理委員会の場合は東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正をしないこと とした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



訂正請求を拒否する旨の決定通知書

年 月 日付けの訂正請求については、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月東京都北区条例第3号）第14条の規定により、訂正請求を拒否する旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求書に記載された請求内容	
訂正請求を拒否することとした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
法第95条の規定 （訂正決定等の期 限の特例）を適用 する理由	
訂正決定等をする 期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施したので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者の氏名 等保有個人情報を 特定するための情 報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内 容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する 保有個人情報 （特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）	
利用停止請求の 趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由） _____ _____
利用停止に係る保有個人情報の開示を受けた日等	<input type="checkbox"/> 有 （開示を受けた日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合は、以下を御記入ください。 法第98条第1項第1号又は第2号に該当するに至った経緯 _____ _____
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____

（裏面に続く）

委 任 状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

個人情報又は特定個人情報いずれかを選択し、該当部分にチェックを付けてください。

- 1 個人情報 特定個人情報 の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る 個人情報 特定個人情報 を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る 個人情報 特定個人情報 を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____

(氏名は、必ずご自身で書いてください。)

連絡先電話番号 _____

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



利用停止請求を拒否する旨の決定通知書

年 月 日付けの訂正請求については、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月東京都北区条例第3号）第19条の規定により、利用停止請求を拒否する旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求書 に記載された 請求内容	
利用停止請求を拒 否することとした 理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



年 月 日付けの別紙（写）により、あなたの委任を受けた 様
から、（区の機関）に対して、（区の機関）が保有するあなたの個人情報の
□開示、□訂正、□利用停止（以下「開示等」という。）を求める請求がありました。

この確認書は、（区の機関）がこの請求に応じるため、あなたの上記個人情報を
開示等することについて、あなた自身の意思を確認するためのものです。

ご自身で「同意します」又は「同意しません」のどちらかを選んで○で囲み、住所及
び氏名をご記入の上、年 月 日までにご返送ください。

なお、この確認書によりあなたが開示等に同意された場合であっても、（区の機関）
の判断により、開示等をしない場合があります。

確 認 書

私は、私の委任により が私に代わって、別紙（写）のとおり
請求した私の自己情報を、（区の機関） が に対して開示
等をするに

- 1 同意します
- 2 同意しません

（「同意します」又は「同意しません」のどちらかを選んで○で囲んでください）

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

（氏名は、必ずご自身で書いてください。）

文 書 番 号
年 月 日

保有個人情報開示等却下通知書
様

(区の機関)



年 月 日付けの区の機関が保有する個人情報の 開示、 訂正、
 利用停止 の請求について、下記の理由により請求を却下するので通知します。

記

開示等請求に係る保有個人情報の名称等	
却下の理由	
備 考	
連 絡 先	部 課 係 電話

(裏面に続く)

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十号

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和五年三月東京都北区条例第四号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

- 一 課 東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）第八条に規定する課、清掃事務所、保健所の課、福祉事務所の課、障害者福祉センター、会計管理室、東京都北区教育委員会事務局処務規則（平成三年三月東京都北区教育委員会規則第一号）第二条に規定する課、教育総合相談センター、飛鳥山博物館、中央図書館、子ども家庭支援センター、区立小学校、区立中学校、区立幼稚園、区立認定こども園、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。
- 二 課長 課の長をいう。ただし、会計管理室にあつては会計課長をいう。

(死者に関する識別符号)

第三条 条例第二条第二項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に

掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の死者を識別するに足りるもの
- ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によつて定まる容貌
- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によつて定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋
- 二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証

- の番号
- 五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
 - 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号
 - 七 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
 - 八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
 - 九 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
 - 十 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
 - 十一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
 - 十二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除

く。) の番号

十三 入管法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

十四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第

一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

十五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二

第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第四百四十四条

の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十七 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保

険被保険者証の被保険者番号

十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関

する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）第八条

第一項第三号の特別永住者証明書の番号

2 条例第二条第九項第五号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 本人の死亡時点において内縁関係にあった者

二 地方公共団体において本人とパートナーシップの宣誓等を行った者

（死者の尊厳を害するおそれが大きいもの）

第四条 条例第十条本文の死者の尊厳を害するおそれが大きいものとして規則で定

めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有死者情報（高度な暗号化その他の死者の尊厳を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二 不正の目的をもって行われたおそれがある保有死者情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

三 保有死者情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（遺族に対する通知）

第五条 区の機関は、条例第十条本文の規定による通知をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該死者の尊厳を保護するために必要な範囲において、遺族に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有死者情報の項目

三 原因

- 四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 五 その他参考となる事項

(委託に係る措置)

第六条 区の機関は、死者情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の処理を区の機関以外のものに委託すること（以下「外部委託」という。）をしたときは、取り扱う死者情報の内容等に応じ、次に掲げる事項を契約書等に明記しなければならない。

- 一 死者情報の秘密保持に関すること。
- 二 死者情報の利用目的以外の目的のための利用の禁止に関すること。
- 三 死者情報の第三者への提供の禁止に関すること。

四 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）

第二条第一項第三号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の制限に関すること。

- 五 再委託に係る条件に関すること。
- 六 死者情報の複製及び複写の制限に関すること。
- 七 死者情報の送信の制限に関すること。
- 八 死者情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しの制限に関すること。

- 九 死者情報の安全管理措置に関すること。
 - 十 死者情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有死者情報の安全の確保に係る事態であつて死者の尊厳を害するおそれ大きいものとして第四条で定めるものの発生時における対応に関すること。
 - 十一 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要なこと。
 - 十二 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関すること。
 - 十三 委託先（再委託先を含む。この条において同じ。）の死者情報の取扱い状況を把握するための監査等に関すること。
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、死者情報の保護に関し必要なこと。
- 2
- 一 業務を担当する課（以下「担当課」という。）
 - 二 担当課における業務の名称
 - 三 委託先
 - 四 委託の内容
 - 五 委託の条件
 - 六 委託に係る死者情報の記録項目
 - 七 委託先との授受の方法

八 委託の時期

九 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区の機関が外部委託をしたときは、業務を担当する課長（以下「担当課長」という。）は、前項に規定する事項を死者情報外部委託記録票（別記第一号様式）に記録し、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に届け出るものとする。

4 区の機関が外部委託を廃止し、又は第一項の規定により明記した事項を変更したときは、担当課長は、死者情報外部委託記録変更等届（別記第二号様式）を作成し、総務課長に届け出るものとする。

5 総務課長は、前項の規定による届出があつたときは、死者情報外部委託記録票を抹消し、又は修正しなければならぬ。

（利用及び提供に係る措置）

第七条 条例第十二条第四項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 利用目的以外の目的のために保有死者情報を自ら利用すること（以下「目的外利用」という。）をしたとき。次に掲げる事項

ア 保管課

イ 保管課における業務の名称

ウ 利用課

ク	外部提供の方法
キ	外部提供の期限
カ	外部提供をした年月日
オ	外部提供の根拠
エ	外部提供をした死者情報の記録項目
ウ	外部提供をした理由
イ	業務の名称
ア	保管課
供	「という。」をしたとき。次に掲げる事項
二	利用目的以外の目的のために保有死者情報を提供すること（以下「外部提
サ	その他区長が必要と認める事項
コ	目的外利用の方法
ケ	目的外利用の期限
ク	目的外利用を開始した年月日
キ	目的外利用の根拠
カ	目的外利用をした死者情報の記録項目
オ	目的外利用をした理由
エ	利用課における業務の名称

ケ 提供先

コ その他区長が必要と認める事項

2 目的外利用をしたときは、担当課長は、前項第一号に規定する事項を死者情報目的外利用記録票（別記第三号様式）に記録し、総務課長に届け出るものとする。

3 外部提供をしたときは、担当課長は、第一項第二号に規定する事項を死者情報外部提供記録票（別記第四号様式）に記録し、総務課長に届け出るものとする。
（死者情報ファイル簿の作成及び公表）

第八条 区の機関は、死者情報ファイル（条例第十四条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により死者情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、死者情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 死者情報ファイル簿は、区の機関が保有している死者情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 区の機関は、死者情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該死者情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 区の機関は、死者情報ファイル簿に掲載した死者情報ファイルの保有をやめたとき、又はその死者情報ファイルが条例第十四条第二項第一号ウに該当するに至つたときは、遅滞なく、当該死者情報ファイルについての記載を削除しなければ

ならない。

5 区の機関は、死者情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを総合窓口
口に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情
報通信の技術を利用する方法により公表しなければならぬ。

6 条例第十四条第一項の死者情報ファイル簿は、死者情報ファイルについてこれ
を利用する事務ごとに作成する死者情報ファイル簿（別記第五号様式）の集合物
とする。

7 条例第十四条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第四項第一号に係る死者情報ファイル又は同項第二号に係る死者
情報ファイルの別

二 条例第二条第四項第一号に係る死者情報ファイルについて、第九項に規定す
る死者情報ファイルがあるときは、その旨

8 条例第十四条第二項第一号ウの規則で定める数は、千人とする。

9 条例第十四条第二項第三号の規則で定める死者情報ファイルは、条例第二条第
四項第二号に係る死者情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十四
条第一項の規定による公表に係る条例第二条第四項第一号に係る死者情報ファイ
ルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第九条 条例第十六条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
 - 二 請求の趣旨及び理由
 - 三 当該開示請求に係る保有死者情報の本人の氏名
 - 四 代理人が遺族に代わって開示請求をする場合にあつては、当該遺族の氏名及び住所又は居所
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第十六条第一項の開示請求書は、保有死者情報開示請求書（別記第六号様式）とする。

（開示請求における遺族の本人確認手続等）

第十条 開示請求をする者は、区の機関に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード、入管法第十九条の三に規定する在留カード、入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため区の機関が適当と認める書類

2 開示請求をする者は、前項に掲げる書類のほか、区の機関に対し、開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを示す書類として、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることが確認できる戸籍謄本
二 前号に掲げるもののほか、開示請求に係る保有死者情報の本人の遺族であることを証明する書類

3 開示請求書を区の機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を区の機関に提出すれば足りる。

一 第一項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 前項各号に掲げる書類のいずれか

三 前二号に掲げるもののほか、その者が第一号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして区の機関が適当と認める書類

4 条例第十五条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を区の機関に提示し、又は提出しなければならない。

5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有死者情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした区の機関に届け出なければならぬ。

6 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示請求書に記載することができぬ事項)

第十一条 開示請求書には、開示請求に係る保有死者情報の開示の実施の方法(文書又は図面に記録されている保有死者情報については閲覧又は写しの交付の方法として区の機関が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有死者情報については条例第二十五条第一項の規定により区の機関が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができぬ。

一 求める開示の実施の方法

二 総合窓口における開示(保有死者情報が記録されている区政情報の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。))以外の方法による保有死者情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあつては、総合窓口における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有死者情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(開示決定通知)

第十二条 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有死者情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 総合窓口における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに総合窓口における開示の実施を求める場合にあつては、条例二十五条第三項の規定による申出をする際に当該総合窓口における開示を実施することができる日のうちから総合窓口における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有死者情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有死者情報の開示を実施することができる場合（総合窓口における開示については、開示請求書に記載された総合窓口における開示の実施を希望する日に保有死者情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

3 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
条例第二十一条第一項又は第二項の規定による開示決定等に係る通知は、次の

各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 条例第二十一条第一項に規定する開示請求に係る保有死者情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有死者情報開示決定通知書（別記第七号様式）

二 条例第二十一条第二項に規定する開示請求に係る保有死者情報の全部を開示しない旨の決定 保有死者情報不開示決定通知書（別記第八号様式）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第十三条 条例第二十二条第二項の規定による開示決定等の期間の延長に係る通知は、保有死者情報開示決定等期限延長通知書（別記第九号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第十四条 条例第二十三条の規定による開示決定等の期間の延長に係る通知は、保有死者情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第十号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十五条 区の機関は、条例第二十四条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を知照するに当たっては、開示請求に係る保有死者情報の本人の尊厳を不当に侵害しないように留意

しなければならない。

2 条例第二十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第二十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十四条第二項各号のいずれに該当するか別の別及びその理由

4 条例第二十四条第一項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たつ

て行う通知は、意見照会書（別記第十一号様式）により行うものとする。

5 条例第二十四条二項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知

は、意見照会書（別記第十二号様式）により行うものとする。

6 条例第二十四条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えられ

た第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意

思を表示した保有死者情報の開示決定等に関する意見書（別記第十三号様式）を

提出して行うものとする。

7 条例第二十四条第三項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示

決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有死者情報の開示決定に関する通

知書（別記第十四号様式）により行うものとする。

（保有死者情報が電磁的記録に記録されている場合における保有死者情報の開示の実施方法）

第十六条 条例第二十五条第一項の規定により、区の機関が行う保有死者情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有死者情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付

二 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

三 前二号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施の方法等の申出)

第十七条 条例第二十五条第三項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有

死者情報の開示の実施方法等申出書(別記第十五号様式)により行うものとする。

2 第十二条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十一条第一項の規定による通知があつた場合において、第十一条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第二十五条第三項の規定による申出は、することを要しない。

3 条例第二十五条第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有死者情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有死者情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 総合窓口における開示の実施を求める場合にあつては、総合窓口における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有死者情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(写しの作成及び送付に要する費用の納付)

第十八条 条例第二十七条第三項に規定する写しの作成に要する費用は、総合窓口

における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならぬ。

2 写しの送付に要する費用を納める方法は、納付書、郵便為替、現金書留又は郵便切手で納付する方法とする。

(訂正請求書等)

第十九条 条例第二十九条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 訂正請求の年月日

二 当該訂正請求に係る保有死者情報の本人の氏名

三 代理人が遺族に代わつて訂正請求をする場合にあつては、当該遺族の氏名及び住所又は居所

四 保有死者情報の開示を受けていない場合は、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第二十九条第一項の訂正請求書は、保有死者情報訂正請求書(別記第十六号様式)とする。

3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

(訂正決定等に係る通知)

第二十条 条例第三十一条各項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 条例第三十一条第一項に規定する訂正請求に係る保有死者情報の訂正をする旨の決定 保有死者情報訂正決定通知書（別記第十七号様式）

二 条例第三十一条第二項に規定する訂正請求に係る保有死者情報の訂正をしない旨の決定 保有死者情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記第十八号様式）

三 条例第三十一条第三項の規定による訂正請求を拒否する旨の決定 訂正請求を拒否する旨の決定通知書（別記第十九号様式）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第二十一条 条例第三十二条第二項の規定による訂正決定等の期間の延長に係る通知は、保有死者情報訂正決定等期限延長通知書（別記第二十号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第二十二条 条例第三十三条の規定による訂正決定等の期間の延長に係る通知は、保有死者情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第二十一号様式）により行うものとする。

（保有死者情報の提供先への通知）

第二十三条 条例第三十四条の規定による保有死者情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供をしている保有死者情報の訂正決定通知書（別記第二十二号様式）により行うものとする。

（利用停止請求書等）

第二十四条 条例第三十六条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用停止請求の年月日
 - 二 当該利用停止請求に係る保有死者情報の本人の氏名
 - 三 代理人が遺族に代わって開示請求をする場合にあっては、当該遺族の氏名及び住所又は居所
 - 四 保有死者人情報の開示を受けていない場合は、その旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第三十六条第一項の利用停止請求書は、保有死者情報利用停止請求書（別記第二十三号様式）とする。
- 3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有死者情報が条例第三十五条第一項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができ
る。

（訂正請求等に関する開示請求における遺族の本人確認手続等に係る規定の準

用)

第二十五条 第十条（第五項及び第六項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における遺族の本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第四項中「条例第十五条第二項」とあるのは、訂正請求については「条例第二十八第二項」と、利用停止請求については「条例第三十五条第二項」と読み替えるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第二十六条 条例第三十八条各項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- 一 条例第三十八条第一項に規定する利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をする旨の決定 保有死者情報利用停止決定通知書（別記第二十四号様式）
- 二 条例第三十八条第二項に規定する利用停止請求に係る保有死者情報の利用停止をしない旨の決定 保有死者情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記第二十五号様式）

- 三 条例第三十八条第三項の規定による利用停止請求を拒否する旨の決定 利用停止請求を拒否する旨の決定通知書（別記第二十六号様式）
- （利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第二十七条 条例第三十九条第二項の規定による利用停止決定等の期間の延長に係る通知は、保有死者情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第二十七号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第二十八条 条例第四十条の規定による利用停止決定等の期間の延長に係る通知は、保有死者情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第二十八号様式）により行うものとする。

（総合窓口）

第二十九条 条例第四十二条の窓口を総務部総務課に設置する。

（実施状況の公表）

第三十条 条例第四十七条の規定による実施状況の公表は、毎年六月末日までに、前年度の実施状況のうち、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）の請求の状況
 - 二 開示等の請求に対する決定の状況
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- （指定管理者に関する特例）

第三十一条 第三条から第二十九条までの規定は、条例第四十八条において条例第一条から第三条まで並びに第二章から第四章第三節まで及び第四十二条から第四

十六条までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	条例第二条第二項	条例第四十八条において準用する条例第二条第二項
第四条	条例第十条本文	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第十条本文
第五条	区 の 機 関 条例第十条本文	指定機関 条例第四十八条において読み替えて準用する条例第十条本文
第六条第一項	区 の 機 関	指定管理者

<p>第六条第二項</p>	<p>条例第十一条</p>	<p>条例第四十八条において読み替えて準用する条例第十条</p>
<p>第六条第二項第一号</p>	<p>業務を担当する課（以下「担当課」という。）</p>	<p>指定管理者</p>
<p>第六条第二項第二号</p>	<p>担当課における業務の名称</p>	<p>業務の名称</p>
<p>第六条第三項</p>	<p>区の機関 業務を担当する課長（以下「担当課長」という。）</p>	<p>指定管理者</p>
	<p>総務部総務課長（以下</p>	<p>指定機関</p>

第七條第一項第一号		第七條第一項	第六條第五項	第六條第四項			
利用課	保管課	条例第十二條第四項	総務課長	総務課長	担当課長	区の機関	「総務課長」という。」
利用部署	保管部署	二条第四項 み替えて準用する条例第十 条第四十八條において読	指定機関	指定機関	指定管理者	指定管理者	

<p>第八條第四項</p>	<p>第八條第二項及び第三項</p>		<p>第八條第一項</p>	<p>第七條第二項及び第三項</p>	<p>第七條第一項第二号</p>	
<p>区の機関</p>	<p>区の機関</p>	<p>条例第十四條第二項各号</p>	<p>区の機関</p>	<p>総務課長</p>	<p>担当課長</p>	<p>保管課</p>
<p>指定管理者</p>	<p>指定管理者</p>	<p>条例第四十八條において読み替えて準用する条例第十四條第二項各号</p>	<p>指定管理者</p>	<p>指定機関</p>	<p>指定管理者</p>	<p>保管部署</p>

	<p>条例第十四条第二項第一号ウ</p>	<p>条例第四十八条において準用する条例第十四条第二項第一号ウ</p>
<p>第八条第五項</p>	<p>区の機関 総合窓口</p>	<p>指定管理者 指定機関を通じて総合窓口</p>
<p>第八条第六項</p>	<p>条例第十四条第一項</p>	<p>条例第四十八条において読み替えて準用する条例第十四条第一項</p>
<p>第八条第七項</p>	<p>条例第十四条第一項第九号</p>	<p>条例第四十八条において読み替えて準用する条例第十四条第一項第九号</p>
<p>第八条第七項第一号及び第二号</p>	<p>条例第二条第四項第一号</p>	<p>条例第四十八条において準用する条例第二条第四項第</p>

			第八條第九項		第八條第八項	
	條例第十四條第一項	條例第二條第四項第二號	條例第十四條第二項第三號		條例第十四條第二項第一號ウ	
四條第一項	條例第四十八條において読み替えて準用する條例第十四條第一項	二號 條例第四十八條において準用する條例第二條第四項第二號	第三號 條例第四十八條において準用する條例第十四條第二項第三號		第一號ウ 條例第四十八條において準用する條例第十四條第二項第一號ウ	一號

	第九條第一項	第九條第二項	第十條第一項から第三項まで	第十條第四項
條例第二條第四項第一号	條例第十六條第一項第三号	條例第十六條第一項	区の機関	條例第十五條第二項
條例第四十八條において準用する條例第二條第四項第一号	條例第四十八條において読み替えて準用する條例第十六條第一項第三号	條例第四十八條において読み替えて準用する條例第十六條第一項	指定機関	條例第四十八條において準用する條例第十五條第二項

	第十條第五項	第十一條		第十二條	第十二條第一項第二号
区の機関	区の機関	区の機関	條例第二十五條第一項	條例第二十一條第一項	條例第二十五條第三項
指定機関	指定機関	指定機関	條例第四十八條において読み替えて準用する條例第二十五條第一項	條例第四十八條において読み替えて準用する條例第二十一條第一項	條例第四十八條において読み替えて準用する條例第二十五條第三項

第十二条第二項	条例第二十一条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十一条第一項
第十二条第三項	条例第二十一条第一項又は第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十一条第一項又は第二項
第十二条第三項第一号	条例第二十一条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十一条第一項
第十二条第三項第二号	条例第二十一条第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十一条第二項
第十三条	条例第二十二条第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二

第十五条第三項	第十五条第二項	第十五条第一項		第十四条	
条例第二十四条第二項	条例第二十四条第一項	条例第二十四条第一項又は第二項	区の機関	条例第二十三条	
条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十四条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十四条第一項又は第二項	指定機関	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十三条	十二条第二項

第十五条第七項	第十五条第六項	第十五条第五項	第十五条第四項	
条例第二十四条第三項	条例第二十四条第一項又は第二項	条例第二十四条第二項	条例第二十四条第一項	
条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十四条第三項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十四条第一項又は第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十四条第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十四条第一項	十四条第二項

		第十六条			第十七条第一項			第十七条第二項
		条例第二十五条第一項	区の機関			条例第二十五条第三項		
		条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十五条第一項	指定機関			条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十五条第三項		
		条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十五条第三項				条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十一条第一項		
		条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十五条第三項				条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十一条第一項		

第二十条	第十九条第二項	第十九条第一項	第十八条第一項	第十七条第三項
条例第三十一条各項	条例第二十九条第一項	条例第二十九条第一項第四号	条例第二十七条第三項	条例第二十五条第三項
条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十九条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十九条第一項第四号	条例第四十八条において準用する条例第二十七条第三項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第二十五条第三項

第二十一条	第二十条第三号	第二十条第二号	第二十条第一号	
条例第三十二条第二項	条例第三十一条第三項	条例第三十一条第二項	条例第三十一条第一項	
条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十二条第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十一条第三項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十一条第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十一条第一項	十一条各項

第二十五条	第二十四条第二項	第二十四条第一項	第二十三条	第二十二條
条例第十五条第二項	条例第三十六条第一項	条例第三十六条第一項第四号	条例第三十四条	条例第三十三條
条例第四十八条において準用する条例第十五条第二項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十六条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十六条第一項第四号	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十四条	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十三條

第二十六条第二号	第二十六条第一号	第二十六条	
条例第三十八条第二项	条例第三十八条第一项	条例第三十八条各项	条例第二十八条第二项
条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十八条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十八条第一項	条例第四十八条において読み替えて準用する条例第三十八条各项	条例第四十八条において準用する条例第二十八条第二項

<p>第二十九條</p>	<p>第二十八條</p>	<p>第二十七條</p>	<p>第二十六條第三號</p>	<p>第二十五條第三號</p>	<p>第二十四條第三號</p>
<p>第二十二條</p>	<p>第二十一條</p>	<p>第二十條</p>	<p>第十九條第二項</p>	<p>第十八條第二項</p>	<p>第十七條第二項</p>
<p>第十四條</p>	<p>第十三條</p>	<p>第十二條</p>	<p>第十一條</p>	<p>第十條</p>	<p>第九條</p>
<p>第九條</p>	<p>第八條</p>	<p>第七條</p>	<p>第六條</p>	<p>第五條</p>	<p>第四條</p>
<p>第三條</p>	<p>第二條</p>	<p>第一條</p>	<p>第一條</p>	<p>第一條</p>	<p>第一條</p>

(委任)

第三十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式(第6条関係)(甲)

死者情報外部委託記録票

担当課		登録番号	
業務の名称	に関する業務		
管番号			
委託先			
委託の内容			
委託の条件	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
委託に係る死者情報の記録項目			
委託先の授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()
委託の時期	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に
備考			

第1号様式（第6条関係）（乙）

死者情報外部委託記録票

指定管理者		登録番号	
業務の名称	に関する業務		
管番号			
委託先			
委託の内容			
委託の条件	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	<input type="checkbox"/> 秘密の保持 <input type="checkbox"/> 再委託の条件 <input type="checkbox"/> 目的外の利用の禁止 <input type="checkbox"/> 提供の禁止 <input type="checkbox"/> 複写等の制限 <input type="checkbox"/> 安全管理措置 <input type="checkbox"/> 漏えい等発生の際の報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 義務違反等の措置及び賠償 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
委託に係る死者情報の記録項目			
委託先との授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他 ()
委託の時期	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 継続的に
備考			

文 書 番 号
年 月 日

死者情報外部委託記録変更等届

総務課長 殿

(担当課長)

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則（令和5年3月東京都北区規則第10号）
第6条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

管 理 番 号		
届 出 区 分	□ 変 更 □ 廃 止	
業 務 の 名 称	に関する業務	
変 更 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
変 更 ・ 廃 止 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		
担 当 課	部 課 係 電話番号 () 内線番号	

第2号様式（第6条関係）（乙）

年 月 日

死者情報外部委託記録変更等届

（指定機関） 殿

（指定管理者）

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例施行規則（令和5年3月東京都北区規則第10号）第31条の規定により読み替えて準用する同規則第6条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

管 理 番 号		
届 出 区 分	<input type="checkbox"/> 変 更 <input type="checkbox"/> 廃 止	
業 務 の 名 称	に関する業務	
変 更 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	
変 更 ・ 廃 止 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
備 考		
指 定 管 理 者	電話番号 ()	

第3号様式（第7条関係）（甲）

死者情報目的外利用記録票

管理番号				年	月	日
保管課			登録番号			
保管課における業務の名称	に関する業務					
利用課						
利用課における業務の名称	に関する業務					
目的外利用をした理由						
目的外利用をした死者情報の記録項目						
目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第12条第1項（法令） 根拠法令： 第 条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 条例第12条第2項第1号（所掌事務） 利用することについての相当な理由：					
目的外利用を開始した年月日	年	月	日から	・	随	時
目的外利用の期限	年	月	日まで	・	継	続
目的外利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 複写 <input type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
目的外利用の条件						
備考						
担当課	部		課		係	
	電話番号	（ ）		内線番号		

第 3 号様式 (第 7 条関係) (乙)

死 者 情 報 目 的 外 利 用 記 録 票

管理番号			年 月 日
保 管 部 署		登 録 番 号	
保管部署における業務の名称	に関する業務		
利 用 部 署			
利用部署における業務の名称	に関する業務		
目的外利用をした理由			
目的外利用をした死者情報の記録項目			
目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月 東京都北区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 48 条の規定により読み替えて準用する条例第 12 条第 1 項（法令） 根拠法令： 第 条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 条例第 48 条の規定により読み替えて準用する条例第 12 条第 2 項第 1 号（業務遂行） 利用することについての相当な理由：		
目的外利用を開始した年月日	年 月 日から	・	随 時
目的外利用の期限	年 月 日まで	・	継 続
目的外利用の方法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 文 書 <input type="checkbox"/> 複 写 <input type="checkbox"/> 電 算 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
目的外利用の条件			
備 考			
指 定 管 理 者	電話番号 （ ）		

死者情報ファイル簿（単票）

作成日 年 月 日

死者情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
死者情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	
死者情報ファイルの利用目的	
死者情報ファイルの保有開始日	<input type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）北区総務部総務課文書係
	（所在地）東京都北区王子本町一丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
死者情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル
	電子計算処理に係る死者情報ファイル（電算処理ファイル）入力のための紙媒体ファイル（マニュアル処理ファイル）又は出力した紙媒体ファイル（マニュアル処理ファイル）
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
死者情報ファイルを管理する組織の名称	部 課 係 電話番号 ()
備考	

死者情報ファイル簿（単票）

作成日 年 月 日

死者情報ファイルの名称	
指定管理者の名称	
死者情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部署の名称	
死者情報ファイルの利用目的	
死者情報ファイルの保有開始日	<input type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）北区総務部総務課文書係
	（所在地）東京都北区王子本町一丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
死者情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算処理ファイル
	電子計算処理に係る死者情報ファイル（電算処理ファイル）入力のための紙媒体ファイル（マニュアル処理ファイル）又は出力した紙媒体ファイル（マニュアル処理ファイル）
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル
死者情報ファイルを管理する部署の名称	部 課 係 電話番号 ()
備考	

保有死者情報開示請求書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第16条第1項の規定により、下記のとおり保有死者情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有死者情報 （特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）	
請求の趣旨及び理由	
保有死者情報の本人の氏名	
求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 総合窓口における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） 〈実施の希望日〉 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。（ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ ）
遺族の法定代理人による請求の場合の遺族の氏名等	（ふりがな） 遺族の氏名
	遺族の住所又は居所
	遺族の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人

（裏面に続く）

保有死者情報開示請求書

年 月 日

（指定機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有死者情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有死者情報 （特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）	
請求の趣旨及び理由	
保有死者情報の本人の氏名	
求める開示の実施方法等	<input type="checkbox"/> 総合窓口における開示の実施を希望する。 〈実施の方法〉 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） 〈実施の希望日〉 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。（ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> データ ）
遺族の法定代理人による請求の場合の遺族の氏名等	（ふりがな） 遺族の氏名
	遺族の住所又は居所
	遺族の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人

（裏面に続く）

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）

印

保有死者情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第21条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

開示する 保有死者情報	
決定の区分	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
不開示とした部分	
不開示とした理由	
開示する保有死者 情報の利用目的	

（裏面に続く）

(裏面)

開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 総合窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所： (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
本件連絡先	部 課 係 電話

[注 意]

- 1 来庁の際は、この通知書を提示してください。
- 2 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第21条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

開示する 保有死者情報	
決定の区分	<input type="checkbox"/> 全部開示 <input type="checkbox"/> 部分開示
不開示とした部分	
不開示とした理由	
開示する保有死者 情報の利用目的	

（裏面に続く）

(裏面)

開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 総合窓口における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 年 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。) 時間： 場所： (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)
本件連絡先	部 課 係 電話

[注 意]

- 1 来庁の際は、この通知書を提示してください。
- 2 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- 3 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第21条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
開示をしないこと とした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第21条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
開示をしないこと とした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第22条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

(指定機関)



保有死者情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第22条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

<p>開示請求に係る 保有死者情報の 名 称 等</p>	
<p>延長後の期間</p>	<p>日（開示決定等期限 年 月 日）</p>
<p>延長の理由</p>	
<p>本件連絡先</p>	<p>部 課 係 電話</p>

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第23条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
条例第23条の規 定（開示決定等の 期限の特例）を適 用する理由	
残りの保有死者情 報について開示決 定等をする期間	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残 りの部分については、下記の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

(指定機関)



保有死者情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第48条において読み替えて準用する条例第23条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
条例第48条にお いて読み替えて準 用する条例第23 条の規定（開示決 定等の期限の特 例）を適用する理 由	
残りの保有死者情 報について開示決 定等をする期間	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残 りの部分については、下記の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有死者情報について、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第16条第1項の規定による開示請求があり、当該保有死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第24条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有死者情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有死者情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	東京都北区 部 課 係 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有死者情報について、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第48条において読み替えて準用する条例第16条第1項の規定による開示請求があり、当該保有死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第48条において読み替えて準用する条例第24条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有死者情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有死者情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	東京都北区 部 課 係 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有死者情報について、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定による開示請求があり、当該保有死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第24条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有死者情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有死者情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	東京都北区 部 課 係 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



意 見 照 会 書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有死者情報について、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第48条において読み替えて準用する条例第16条第1項の規定による開示請求があり、当該保有死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、条例第48条において読み替えて準用する条例第24条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有死者情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有死者情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第48条において読み替えて準用する条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	東京都北区 部 課 係 電話
意見書の提出期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

保有死者情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏名又は名称 _____

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付で照会のあつた保有死者情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有死者情報を開示されることについて支障はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有死者情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>（1） 支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）の具体的内容</p>
連絡先	

保有死者情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（指定機関名）

殿

（ふりがな）

氏名又は名称 _____

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

_____（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有死者情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/> 保有死者情報を開示されることについて支障はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有死者情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>（1） 支障（不利益）がある部分</p> <p>（2） 支障（不利益）の具体的内容</p>
連絡先	

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



反対意見書に係る保有死者情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有死者情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有死者情報については、下記のとおり開示決定したので東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第24条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
本 件 連 絡 先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会の場合は東京都北区教育委員会、選挙管理委員会の場合は東京都北区選挙管理委員会、監査委員の場合は東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



反対意見書に係る保有死者情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有死者情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有死者情報については、下記のとおり開示決定したので東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第24条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る 保有死者情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会の場合は東京都北区教育委員会、選挙管理委員会の場合は東京都北区選挙管理委員会、監査委員の場合は東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有死者情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第25条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

保有死者情報開示決定通知書の番号等	文書番号		
	日付		
求める開示の実施方法	開示請求に係る保有死者情報の名称等		
		(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
		(2) 複製したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
(3) その他 ()		① 全部 ② 一部 ()	
開示の実施を希望する日		年 月 日	午前 ・ 午後
「写しの送付」希望の有無		有 : 同封する郵便切手等	円
		無 :	
本件連絡先		部 課 係	電話

保有死者情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（指定機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第25条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

保有死者情報開示決定通知書の番号等	文書番号		
	日付		
求める開示の実施方法	開示請求に係る保有死者情報の名称等		
		(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
		(2) 複製したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
		(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()
開示の実施を希望する日	年 月 日	午前 ・ 午後	
「写しの送付」希望の有無	有 : 同封する郵便切手等 円 無 :		
本件連絡先	部 課 係	電話	

保有死者情報訂正請求書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第29条第1項の規定により、下記のとおり保有死者情報の訂正を請求します。

記

訂正を請求する 保有死者情報 （特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）	
請求の趣旨及び理由	
保有死者情報の 本人の氏名	
訂正に係る保有死者情報の開示を受けた日等	<input type="checkbox"/> 有 （開示を受けた日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合は、以下を御記入ください。 保有死者情報が事実と異なるに至った経緯 _____ _____
開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報の名称等 _____

（裏面に続く）

(裏面)

遺族の法定代理人による請求の場合の遺族の氏名等	(ふりがな) 遺族の氏名	
	遺族の住所 又は居所	
	遺族の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
遺族等の本人確認書類等	訂正請求者 区分	<input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 法定代理人
	請求者 本人確認書 類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	法定代理人 請求資格確 認書類	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

保有死者情報訂正請求書

年 月 日

（指定機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第29条第1項の規定により、下記のとおり保有死者情報の訂正を請求します。

記

訂正を請求する保有死者情報（特定するために必要な事項を、具体的に記載してください。）	
請求の趣旨及び理由	
保有死者情報の本人の氏名	
訂正に係る保有死者情報の開示を受けた日等	<input type="checkbox"/> 有（開示を受けた日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合は、以下を御記入ください。 保有死者情報が事実と異なると思うに至った経緯 _____ _____
開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報の名称等 _____

（裏面に続く）

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第31条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有死者情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第31条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有死者情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第31条第2項の規定により、訂正をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
訂正をしないこと とした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第31条第2項の規定により、訂正をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
訂正をしないこと とした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



訂正請求を拒否する旨の決定通知書

年 月 日付けの訂正請求については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第31条第3項の規定により、訂正請求を拒否する旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求書に記載された請求内容	
訂正請求を拒否することとした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）

印

訂正請求を拒否する旨の決定通知書

年 月 日付けの訂正請求については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第31条第3項の規定により、訂正請求を拒否する旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求書に記載された請求内容	
訂正請求を拒否することとした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第32条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第32条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 3 3 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
条例第 3 3 条の規 定（訂正決定等の 期限の特例）を適 用する理由	
訂正決定等をする 期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 4 8 条において読み替えて準用する条例第 3 3 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
条例第 4 8 条にお いて読み替えて準 用する条例第 3 3 条の規定（訂正決 定等の期限の特 例）を適用する理 由	
訂正決定等をする 期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



提供をしている保有死者情報の訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 4 号）第 3 0 条の規定により訂正を実施したので、同条例第 3 4 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
訂正対象者の氏名 等保有死者情報を 特定するための情 報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内 容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



提供をしている保有死者情報の訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 4 号。以下「条例」という。）第 4 8 条において読み替えて準用する条例第 3 0 条の規定により訂正を実施したので、第 4 8 条において読み替えて準用する条例第 3 4 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る 保有死者情報の 名 称 等	
訂正対象者の氏名 等保有死者情報を 特定するための情 報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内 容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

保有死者情報利用停止請求書

年 月 日

（区の機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第36条第1項の規定により、下記のとおり保有死者情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する保有死者情報 （特定するために必要な事項を、 具体的に記載してください。）	
利用停止請求の 趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 条例第35条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第35条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由） _____ _____
保有死者情報の 本人の氏名	
利用停止に係る保有死者情報の 開示を受けた日等	<input type="checkbox"/> 有 （開示を受けた日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合は、以下を御記入ください。 条例第35条第1項第1号又は第2号に該当すると思ふに至った経緯 _____ _____
開示決定に基づき開示を受け た保有死者情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報の名称等 _____

（裏面に続く）

保有死者情報利用停止請求書

年 月 日

（指定機関名）

殿

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

（〒 - ）

電話番号 _____

東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第48条において読み替えて準用する条例第36条第1項の規定により、下記のとおり保有死者情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する保有死者情報 （特定するために必要な事項を、 具体的に記載してください。）	
利用停止請求の 趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 条例第48条において読み替えて準用する条例第35条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 条例第48条において読み替えて準用する条例第35条第1項第2号該当 → 提供の停止 （理由） _____ _____
保有死者情報の 本人の氏名	
利用停止に係る保有死者情報の開示を受けた日等	<input type="checkbox"/> 有（開示を受けた日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無 ※無の場合は、以下を御記入ください。 条例第48条において読み替えて準用する条例第35条第1項第1号又は第2号に該当すると思うに至った経緯 _____ _____
開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有死者情報の名称等 _____

（裏面に続く）

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 4 号）第 3 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第38条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	（利用停止決定の内容） （利用停止の理由）
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）

印

保有死者情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第38条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）

印

保有死者情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第38条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



利用停止請求を拒否する旨の決定通知書

年 月 日付けの訂正請求については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第38条第3項の規定により、利用停止請求を拒否する旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求書 に記載された 請求内容	
利用停止請求を拒 否することとした 理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



利用停止請求を拒否する旨の決定通知書

年 月 日付けの訂正請求については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第48条において読み替えて準用する同条例第38条第3項の規定により、利用停止請求を拒否する旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求書 に記載された 請求内容	
利用停止請求を拒 否することとした 理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

（裏面に続く）

(裏面)

[注 意]

- 1 この決定に不服のある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、区の機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は、区の機関が、区長のときは東京都北区長、教育委員会のときは東京都北区教育委員会、選挙管理委員会のときは東京都北区選挙管理委員会、監査委員のときは東京都北区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号）第39条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

(指定機関)



保有死者情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和 5 年 3 月東京都北区条例第 4 号）第 48 条において読み替えて準用する同条例第 39 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（区の機関）



保有死者情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第40条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
条例第40条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

文 書 番 号
年 月 日

様

（指定機関）



保有死者情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有死者情報については、東京都北区死者に関する情報の取扱い等に関する条例（令和5年3月東京都北区条例第4号。以下「条例」という。）第48条において読み替えて準用する条例第40条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有死者情報の名称等	
条例第48条において読み替えて準用する条例第40条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
本件連絡先	部 課 係 電話

東京都北区情報公開・個人情報情報等保護制度運営審議会条例施行規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十一号

東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例（令和五年三月東京都北区条例第五号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第二条 東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の構成は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学識経験者 五人以内
- 二 区議会議員 六人以内
- 三 区民 九人以内

(庶務)

第三条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例施行規則の廃止)

第二条 東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例施行規則(平成七年九月東京都北区規則第三十五号)は、廃止する。

東京都北区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十二号

東京都北区情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区情報公開条例施行規則（平成十三年三月東京都北区規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、写真、フィルム」を削る。

第六条に次の一項を加える。

3 条例第十三条の二の規定により、区政情報の公開決定等の期間を延長する場合

の通知は、区政情報公開決定等期間特例延長通知書（別記第六号様式）による。

第七条第二項中「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条第三項中

「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改める。

第八条第三項中「フロッピーディスク、」を削る。

第十条第一項中「写しの作成及び」を削り、同条第二項を削る。

別記第七号様式を別記第八号様式とし、別記第六号様式を別記第七号様式とし、

別記第五号様式の次に次の一様式を加える。

北 第 号
年 月 日

区政情報公開決定等期間特例延長通知書

様

（実施機関名）



年 月 日付けの区政情報の公開請求について、東京都北区情報公開条例第13条の2の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

1 区政情報の 件名	
2 条例第13条 の2の規定(公開 決定等の期限の 特例)を適用する 理由	
3 残りの区政情 報について公開 決定等をする期 間	(年 月 日までに可能な部分について公開決定等を行い、残 りの部分については、下記の期限までに公開決定等を行う予定です。) 年 月 日
4 事務担当課	東京都北区 部 課 係 電話

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十三号

東京都北区個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改め、「以下同じ。」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改め、「以下同じ。」を削る。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改め、「以下同じ。」を削る。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改め、「以下同じ。」を削る。

（東京都北区予算事務規則の一部改正）

第五条 東京都北区予算事務規則（昭和三十九年二月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改める。

（東京都北区会計事務規則の一部改正）

第六条 東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改める。

（東京都北区契約事務規則の一部改正）

第七条 東京都北区契約事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改める。

（東京都北区公有財産規則の一部改正）

第八条 東京都北区公有財産規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改める。

（東京都北区物品管理規則の一部改正）

第九条 東京都北区物品管理規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改める。

（東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部改正）

第十条 東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「東京都北区個人情報保護条例（平成七年九月東京都北区条例第三十号）第二条第七号に規定する電子計算組織」を「与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織」に改正する。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十四号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条総務課の部文書係の項第八号中「及び個人情報保護」を「並びに個人情報及び死者情報の保護」に改める。

別表第三第十七号を次のように改める。

十七 東京都北区情報公開・個人情報情報等保護制度運営審議会

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区規則第十五号

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

付則第二条中「修了する」を「新たに放課後児童健全育成事業者の職員となった者にあつては、職員となった日の属する年度の翌年度の末日までに修了する」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十六号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項支給範囲の欄中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め、同項支給額の欄中「四百九十円」を「九百五十円」に改める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表七の項支給範囲の欄の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表七の項支給額の欄の規定は、令和四年四月一日以後の勤務に係る児童相談所業務手当について適用し、同日前の勤務に係る児童相談所業務手当については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表七の項支給額の欄の規定を適用する場合において、この規則による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された児童相談所業務手当は、改正後の規則の規定による児童相談所業務手当の内払とみなす。

東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十七号

東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(目的)

第一条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号。以下「法」という。）、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この規則において、使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(集会の決議)

第三条 法第五条の三第一項の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ当該申請を行う旨について、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十四条第一項に規定する集会で決議を得ておかなければならない。

(事前確認適合証の交付)

第四条 申請者は、管理計画に関し、あらかじめマンション管理適正化推進センタ

「（以下「センター」という。）が行う事前確認を受け、事前確認適合証の交付を受けておかなければならない。

（認定の申請に係る添付書類）

第五条 省令第一条の二第一項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前条に規定する事前確認適合証の写しとする。

（申請の取下げ）

第六条 法第五条の三第一項（法第五条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第五条の七第一項の規定による変更の申請をした者は、区長が法第五条の四の認定（法第五条の六第二項又は第五条の七第二項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、マシオン管理計画の認定申請取下届（別記第一号様式）により区長に届け出なければならぬ。

（不認定の通知）

第七条 区長は、管理計画が法第五条の四に掲げる基準に適合しないと認めるときは同条の認定をしないものとし、不認定通知書（別記第二号様式）により申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第八条 法第五条の八の規定による報告の徴収は、報告徴収請求書（別記第三号様

式)により行うものとする。

2 認定管理者等は、区長が前項の規定に基づき報告を求めたときは、管理計画認定マンシヨンの管理の状況に関する報告書(別記第四号様式)により報告しなければならぬ。

(改善命令)

第九条 区長は、法第五条の九の規定による改善命令は、改善命令書(別記第五号様式)により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第十条 法第五条の十第一項第二号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届(別記第六号様式)の正本及び副本に省令別記様式第一号の二の認定通知書(省令第一条の人による認定の更新の通知をしたときは省令別記様式第一号の四の認定更新通知書、省令第一条の十一による変更の認定の通知をしたときは省令別記様式第一号の六の変更認定通知書とする。)を添えて、区長に申請するものとする。

(認定の取消し)

第十一条 法第五条の十第二項の規定による通知は、認定取消通知書(別記第七号様式)により、行うものとする。

(認定管理計画の公表等)

第十二条 認定管理者等が法第五条の三第一項の申請を行う際に、認定を受けた際の公表に同意した場合は、区長は、センターと連携して、当該管理計画認定マンションの名称、所在地その他必要な事項を公表することができる。

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

マンション管理計画の認定申請取下届

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
申請者（管理者等）の連絡先

下記の申請を取り下げたいので、東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第6条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係るマンションの名称
- 3 申請に係るマンションの所在地
- 4 取下げの理由

（注意）

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 東京都北区の担当者より、届の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。

様

東京都北区長



不 認 定 通 知 書

下記の申請に係るマンション管理計画は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定をしないこととしたので、東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係るマンションの名称
- 3 申請に係るマンションの所在地
- 4 不認定の理由

（注意）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

東京都北区長



報 告 徴 収 請 求 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、下記の管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

記

1 報告を求めるマンション

(1) 認定コード 第 号
(変更認定を行った場合は、直近の認定コードをご記入ください。)

(2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定年月日をご記入ください。)

(3) 認定に係るマンションの名称

(4) 認定に係るマンションの所在地

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 提出期限及び報告先等

(1) 提出期限： 年 月 日（必着）
(2) 報告先：

(注意)

- 1 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。
- 2 報告に当たっては、東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第8条第2項に定める「管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書（第4号様式）」により報告してください。

管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書

年 月 日

東京都北区長 殿

認定管理者等

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあつては、

その代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき報告を求められた管理計画認定マンションの管理の状況について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 認定コード 第 号
(変更認定を行った場合は、直近の認定コードをご記入ください。)
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定年月日をご記入ください。)
- 3 管理計画認定マンションの名称
- 4 管理計画認定マンションの所在地
- 5 報告内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 東京都北区の担当者より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。
- 3 報告内容に関する必要な書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

東京都北区長



改 善 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、下記のとおり管理の状況について改善の措置を命じます。

記

1 改善の措置を命ずるマンション

(1) 認定コード 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日

(3) 管理計画認定マンションの名称

(4) 管理計画認定マンションの所在地

2 改善に係る措置の内容

3 改善を求める理由

4 改善の期限 年 月 日

(注意)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

取 り や め 届

年 月 日

東京都北区長 殿

認定管理者等

申請者（管理者等）の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は

名称及び法人にあっては、

その代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

下記の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、東京都北区マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第10条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 認定コード 第 号
（変更認定を行った場合は、直近の認定コードをご記入ください。）
- 2 認定年月日 年 月 日
（変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日をご記入ください。）
- 3 管理計画認定マンションの名称
- 4 管理計画認定マンションの所在地
- 5 取りやめの理由

（注意）

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 東京都北区の担当者より届の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。
- 3 認定通知書並びに認定管理計画に基づく管理を取りやめることを決議した際の総会等の議事録を添付してください。
変更認定を受けた場合は、変更認定通知書も添付してください。

様

東京都北区長



認 定 取 消 通 知 書

下記の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定コード 第 号

- 2 認定年月日 年 月 日

- 3 管理計画認定マンションの名称

- 4 管理計画認定マンションの所在地

- 5 取消しの理由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十二日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十八号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十九号

東京都北区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立児童館条例施行規則（平成七年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の六を次のように改める。

第1号様式の6 (第7条関係)

入 館 票		入 館 口	年 月 日
乳 児	保 護 者 ① 保 護 者 ② 保 護 者 ③	区 分 子 ども ① 子 ども ② 子 ども ③	氏 名
小 学 生 以 上	氏 名 区 分 学 校 等	小 学 生 ・ 中 学 生 立 小 ・ 中 ・ 高	年
お 住 い の 地 域	北 区 内 ・ 北 区 外		

付 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十号

東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第六号様式の二中「~~細~~」及び「~~外~~」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区学童クラブの運営に関する条例施行規則別記第一号様式及び第六号様式の二の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができらる。

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十一号

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区奨学資金貸付条例施行規則（昭和五十一年十二月東京都北区規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表中)

氏 月 日生(満 歳)	性別	男・女
-------------	----	-----

を

氏 月 日生(満 歳)

に改める。

別記第二号様式（甲）及び同様式（乙）中「（男・女）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区奨学資金貸付条例施行規則別記第一号様式から第二号様式（乙）までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区ネスト赤羽条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十二号

東京都北区ネスト赤羽条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区ネスト赤羽条例施行規則（平成十六年十二月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項第四号の規定は、現にオフィスを使用している者であつて、条例第十六条に規定する期間の範囲内で、当該オフィスの使用許可期間から引き続き期間について新たにオフィスの使用の許可を受けようとするもの（以下「オフィス継続使用希望者」という。）には、適用しない。

第七条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 オフィス継続使用希望者

第十二条第一号中「第五条第一号」を「第五条第一項第一号」に改める。

付 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十三号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年九月東京都北区
規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「管理職手当は」を「管理職手当の額は」に改める。
付則

この規則は、公布の日から施行する。

職員ノ管理職員特別勤務手当ニ関スル規則ノ一部ヲ改正スル規則ヲ公布スル。

令和五年三月二十九日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第二十四号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成四年三月東京都北区規則第八号）
の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が六級以上であるもの及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの 一万二千円

ロ 行政職給料表（一）、医療職給料表（二）又は医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその属する職務の級が五級であるもの及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの 一万円

二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が六級以上であ

るもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの 一万千円

ロ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が五級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの 九千円

第三条第一項各号を次のように改める。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が六級以上であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級であるもの 六千円

ロ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその属する職務の級が五級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が二級であるもの 五千円

二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が六級以上であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級

であるもの 五千五百円

ロ 行政職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員
でその属する職務の級が五級であるもの及び医療職給料表(一)の適用を受ける
職員でその属する職務の級が二級であるもの 四千五百円

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第三項の規定は、
公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第
一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二
項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、同法による
改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第
一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則
による改正後の職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第二條第一項及び第三
條第一項の規定を適用する。

3 (職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和四年九

月東京都北区規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第一項とし、同項に見出しを付し、付則に一項を加える改正規定中「第二条第一項」を「第二条第一項第一号」に、「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

職員
の
期
末
手
当
に
関
す
る
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
規
則
の
一
部
を
改
正
す
る
規
則
を
公
布
す
る
。

令
和
五
年
三
月
二
十
九
日

東
京
都
北
区
長

花
川
與
惣
太

東京都北区規則第二十五号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（令和四年九月東京都北区規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第八号とし、同号の次に二号を加える改正規定のうち第四条第一項第九号中「同じ」を「「修学部分休業」という」に改め、同項第十号中「同じ」を「「高齢者部分休業」という」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十六号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和四年九月東京都北区規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中第十四号を第十七号とし、第八号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に二号を加える改正規定のうち第三条の二第一項第九号中「同じ」を「修学部分休業」というに改め、同項第十号中「同じ」を「高齢者部分休業」というに改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十七号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第十一条の四第三項中「ただし書において」を「ただし書の規定により」に、「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。
別記第六号様式中

イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため

ロ 事業を開始等したため

を

イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月二十九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十八号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和四年九月東京都北区規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の三を削り、第六条の四を第六条の三とし、第六条の五を第六条の四とし、第六条の六を第六条の五とし、同条の次に二条を加える改正規定のうち第六条の七第一項第二号中「（懲戒免職の処分を除く。）」を削り、同項第三号中「採用され、当該任期が満了したことにより退職した」を「採用された」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第二十九号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）
の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中

生年月日	年 月 日
性別	男・女

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

別記第五号様式中

生年月日	年 月 日
性別	男・女

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

別記第六号様式中

2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入 ※医療保険の被保険者証の写しを添付

2号被保険者	特定疾病名	医療保険被保険者証 記号番号		
	医療保険者名	医療保険者番号		
資格取得日	年 月 日	証有効期限	年 月 日迄	本人・被扶養

を

医療保険	保険者名	保険者番号			
	被保険者証 記号	番号	番号	枚	番
特定疾病名 (第2号被保険者のみ記入)					

に始める。

第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）は特定疾病名を記入し、医療保険の被保険者証の写しを添付

別紙に記入する

2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号
特定疾病	

を

医療保険	保険者名	保険者番号			特定疾病名 (第2号被保険者のみ記入)
	被保険者証	記号	番号	枝番	

に改める。

2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）は特定疾病名を記入し、医療保険の被保険者証を添付する。

別記第九号様式 中

2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入					
2号被保険者	特定疾病名	医療保険級保険者証番号		医療保険者番号	本人・被扶養
	医療保険者名	資格取得日	年		
		年	月	日迄	本人・被扶養

を

医療保険	医療保険者名	記号	番号	被保険者証	番号	枚数
	特定疾病名 (第2号被保険者のみ記入)					

に改める。

第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ特定疾病名を記入し、医療の被保険者証を添付する。」

別記第二十二号様式、第二十二号様式の四及び第二十二号様式の五中

「性別 」を に改める。

別記第二十四号様式中

個人番号	性別	男	女
------	----	---	---

「」を に改める。

別記第二十九号様式（表面）中

「」を に改める。

別記第五十一号様式中

性別

男・女

を

に改める。

別記第五十三号様式(表面)中

生年月日

を

生年月日

に改める。

別記第五十四号様式中

性別

男・女

を

に改める。

別記第五十五号様式(表面)中

生年月日

を

生年月日

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則別記第一号様式、第二号様式、第五号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第二十二号様式、第二十二号様式、第二十二号様式の四、第二十四号様式、第五十一号様式及び第五十四号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、
所要の修正を加え、なお使用することができ。